

開会 午前 9時00分

◎開 会

○議長（中田隆幸君） ただいまから、平成27年第2回川根本町議会定例会を開会いたします。



◎開 議

○議長（中田隆幸君） これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（中田隆幸君） なお、本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

今期定例会に説明員として町長以下関係者が出席しておりますので、御了承ください。



◎諸般の報告

○議長（中田隆幸君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

6月5日、町長から第2回定例会を招集告示した旨、通知がありました。

今期定例会は、お手元に配付のとおり、報告2件、承認2件、議案9件が町長から提出されております。

次に、川根本町議会会議規則第129条第1項ただし書きによる、議員派遣決定の報告を配付しておりますので、御了承ください。

次に、監査委員から例月出納検査の結果について報告がありました。内容についてはお手元に配付のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。



◎行政報告

○議長（中田隆幸君） 今期定例会招集に当たり、町長より行政報告を兼ねまして御挨拶があります。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 皆さんおはようございます。

きょうは第2回の議会定例会ということで、全員の皆さんに御参集いただきまして開会できますことを、お礼を申し上げたいというふうに思います。

また、常ひごろ行政に対しまして大変な御協力をいただいておりますこと、心より感謝を申し上げたいというふうに思っております。

27年度に入りましてから、早いもので間もなく3月ということになります。その間にも大変多くの委員会、または行事等々たくさんありまして、大変な御出席をいただきましたことありがとうございます。お礼を申し上げたいというふうに思います。

4月27日に全員協議会を開催させていただきましたけれども、その後の行政報告をさせていただきますたいというふうに思います。

4月27日には、全員協議会を開催させていただいたという日でございます。その日に、新しく町長になりました吉田町長が挨拶に見えたというのがこの日でございます。また、夜には、教職員の歓迎会がございまして、出席をしております。

4月28日ですが、この日には課長会議を開催しております。午後からは、静岡市におきまして町長会議、ふじのくに地域創造セミナーがございまして、出席をしております。

それから、4月30日午後には、春季の慰霊法要平和祈念式典が静岡市民文化会館でありまして、出席をしております。

5月1日ですが、皆さんにもお世話になりましたけれども、茶の感謝祭が牧之原公園で開催をしております。その日の午後には、全品の出品者に激励ということで、行政と副町長並びに産業課長が激励に行っております。

5月7日ですが、この日には国会議員の先生方もお見えになって、町内の茶工場の激励に行ってまいりました。

5月8日ですが、この日には、オフロードバイク隊の辞令の交付がございました。この日に島田の青年会議所の役員の皆さんがお見えになっております。

5月8日ですが、教育総務課の打ち合わせがありまして、川根高校の寄宿舎の関係の打ち合わせをしたというのがこの日です。この日の午後には、河川事務所の島田支所の皆さんがお見えになりまして、工事の概要等について説明をいただきました。

5月8日夜ですが、この日には「千年の学校」の会議があつて、それに出席をしております。

5月12日ですが、交通規制審議会が島田警察署でありまして、出席をしております。

5月13日には、最も美しい村連合の審査がございまして、役員の方がこちらに審査にお見えになったというのが5月13日です。この日の夜には、赤石太鼓保存会の総会がございまして、文化会館へ行っております。

5月14日ですが、中部地域経営会議、これは中部地域の全市町の首長が出席をいたしまして会議をしたというのがこの日です。この日には、道路3団体の総会が静岡市でありまして、

出席をしております。

5月15日ですが、この日には台湾の皆さんがこちらへお見えになりました。これは大井川鉄道と姉妹提携を持っている阿里山鉄道の皆さんがお見えになってというのがこの日です。この日の夕方には、町村会の振興協議会の監査がございまして、町長室で行ったというのがこの日です。

5月16日土曜日ですが、小学生の自転車大会が島田総合スポーツセンターで行われました。これに教育長と出席しておりますけれども、川根本町の中央小が優勝して、今後県大会に出場するというのがこの日に決定をいたしました。

5月19日ですが、この日には掛川におきまして4市1町の首長の打ち合わせがございまして、出席をしております。

5月19日ですが、県の山林協会の理事会が静岡市でありまして、出席をしております。

5月20日ですが「とうきょう川根の会」の会長がお見えになりまして今後、川根の会と連携を持って対応していきたいというような趣旨の会議を行いました。

5月20日ですが、エコアクションの中間審査がございまして、その関係についてインタビューをさせていただいたというのがこの日です。

5月20日ですが、参議院議員の牧野たかお後援会の大会がございまして、出席をしております。

5月21日ですが、大井川鉄道の役員の皆さんがお見えになり、今後の経営再建計画についての報告をいただいたというのがこの日です。

5月21日には、藤枝MYFC、ルクレMYFCの女性の皆さんが選手の皆さんを含めてお見えになっていただきました。

5月21日ですが、県の内水面漁場管理委員会がございまして、これに出席をしております。

5月22日ですが、森林管理所、治山センター等々と町との意見交換会がございまして、役場で行いましたけれども、出席をさせていただきました。

5月24日ですが、自由民主党の第二選挙区支部の定期大会がありまして、島田市に行ってみました。多くの皆さんが参加をさせていただいたというのがこの日です。

5月25日に、島田地区の防犯協会の総会がございまして、島田警察署へ行ってまいりました。これには私、議長、教育長が出席しております。

5月25日ですが、総合教育会議がございまして、出席をしております。この夜には、廃棄物減量推進協議会が山村開発センターでございまして、出席をしております。

5月26日ですが、道路協会道路利用者会議がもくせい会館でございまして、出席をしております。この日には、静岡市で全国治水砂防協会の静岡県支部の総会がございまして、出席をしております。

5月28日には、全国の治水砂防協会の総会がございまして、出席をしております。この折、役場の担当課長も同行いたしまして、省庁へ陳情ということで、国会議員の先生方にもお世

話になって、対応していただいたというのが5月28日の省庁での陳情でございます。

5月29日ですが、静岡の県立総合病院へ行って打ち合わせをしております。

5月29日ですが、県の観光協会の監査がございまして、出席をしております。この日ですが、焼津の市役所におきまして、環境省の幹部の皆さんと意見交換会ということで、いろいろ町の要望等をしたのが5月29日です。

6月2日ですが、市町村の自治振興協議会の決算の理事会がございまして、出席をしております。

6月2日ですが、環境資源協会の会議が静岡市でございまして、出席をしております。この日ですが、県の河川協会の総会がもくせい会館でございまして、出席をしております。

6月3日です。県の観光協会の定時総会がございまして、出席をしております。大型観光キャンペーンの委員会も、この日に同時に開催されております。この日ですが、市町村振興協会の理事会がございまして、出席をしております。

6月4日ですが、川根高校の野球部後援会がございまして、出席をしております。この日の夜からは、高校の運営協議会がございまして、それに出席しております。

6月5日ですが、長島ダムの所長がお見えになったということで、これは27年度の事業計画についての報告をいただいたということで、大変積極的に対応をなさっているということを確認いたしました。

6月5日ですが、榛原郡の司法書士会の皆さんがお見えになりました。災害時においていろいろな手続等について配慮したいというふうな協力体制を構築したいというふうなことの内容でございました。

6月5日ですが、郡町村会総会がございまして、これは吉田町で開催されまして、私、副町長、総務課長が出席しております。

6月6日ですが、この日にはホテルサミットの全国大会の開会式ということで出席しております。この日は夜まで多くの皆さんに参加していただきまして、懇親会まで対応したというのがこの日でございます。また、6日の午後ですが、この日には世界遺産登録推進の協議会の総会が静岡市でございまして、これに出席をしております。

6月7日ですが、この日にはトーマスの出発式、大変大勢の皆さんがお見えになったという日でございます。この日には、川根高校の文化祭もございましたけれども、そちらは出席できませんでした。

6月8日ですが、全国過疎連盟の理事会が東京でございまして、これに出席しております。

6月9日ですが、この日には町制10周年記念の式典についての打ち合わせを庁舎内で行わせていただきました。また、これにつきましては議員の皆さんにもいろいろな立場から御助言をいただければありがたいというふうに思っております。

この日ですが、県の防犯協会の総会が静岡市でございまして、これに出席をしております。

6月10日、この日には入札を執行いたしております。

この日の午後に川根温泉のホテルにおきまして大井川鉄道のサポーターズクラブの総会がございまして、出席をしております。これは大きく新聞に載ったものですから、御存じの方も多いと思います。

これで昨日ですが、大変議員の皆さんにもお世話になりました。大井川電力センターの50周年の感謝の集いというのがございまして、寸又峡で開催されたということで出席をしております。

以上でございますけれども、大変長くなりました。

○議長（中田隆幸君） 御苦労さまでした。

---

◇

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中田隆幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、11番、小藪侃一郎君、1番、菌田靖邦君を指名します。

---

◇

◎日程第2 会期の決定

○議長（中田隆幸君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月26日までの15日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月26日までの15日間に決定しました。

---

◇

◎日程第3 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について（平成26年度川根本町一般会計予算）

○議長（中田隆幸君） 日程第3、報告第1号、繰越明許費繰越計算書について（平成26年度川根本町一般会計予算）を議題とします。

繰越明許費繰越計算書については報告議案です。本案について町長から報告を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、報告第1号の繰越明許費繰越計算書についての提案理由の説明をさせていただきます。

報告第1号は、平成26年12月定例会、平成27年第1回臨時議会及び平成27年3月定例会において御承認をいただきました。平成26年度川根本町一般会計繰越明許費について、繰越計算書のとおり確定いたしましたので、報告するものであります。

資料1ページをごらんください。

第2款総務費、第2項企画費、事業名、まち・ひと・しごと創生総合戦略策定事業は、翌年度繰越額1,147万1,000円、町単独事業、電気自動車充電インフラ整備事業は、翌年度繰越額626万4,000円、まち・ひと・しごと創生、全国ホテル研究会事業費補助金は、翌年度繰越額300万円、高度情報基盤整備事業は、翌年度繰越額8億9,297万5,000円です。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、事業名、町単独事業、坂京飲料水供給施設電気設備施工管理業務委託は、翌年度繰越額32万4,000円、町単独事業、坂京飲料水供給施設取水設備電気工事は、翌年度繰越額3,145万5,000円、町単独事業、原山飲料水供給施設取水施設等土地購入は、翌年度繰越額136万7,000円です。

第6款農林水産業費、第1項農業費、事業名、農道崎平川手支線1号開設事業は、翌年度繰越額580万円、町単独事業、池の谷吊り橋修繕工事は、翌年度繰越額250万円です。

資料2ページをごらんください。

第2項林業費、事業名、町単独事業、林道塚ノ山線測量設計業務委託は、翌年度繰越額420万円、町単独事業、林道河内川線改良工事に伴う測量設計業務委託は、翌年度繰越額200万円、森林環境保全整備事業、林業専用道塩野線開設工事は、翌年度繰越額1,361万2,000円、道整備交付金事業、林道塚ノ山線開設工事は、翌年度繰越額1,998万8,000円、県単独林道（開設）事業、施業道ヒラト線開設工事は、翌年度繰越額3,671万4,000円、県単独林道（改良）事業、林道平栗線改良工事は、翌年度繰越額300万5,000円、町単独事業、施業道ヒラト線舗装工事は、翌年度繰越額461万円、町単独事業、林道塚ノ山線開設工事に伴う向井飲料水導水管布設がえ工事は、翌年度繰越額171万円、町単独事業、林道文沢線維持工事は、翌年度繰越額200万円、町単独事業、林道南赤石線改良工事（第1工区）は、翌年度繰越額250万円です。

第7款商工費、第1項商工費、事業名、まち・ひと・しごと創生、商工会プレミアムつきお買い物券発行事業費補助金は、翌年度繰越額1,575万円、まち・ひと・しごと創生、大井川流域観光事業、主にトーマスフェア関連ですが、翌年度繰越額は2,325万円です。

資料の3ページをごらんください。

第8款土木費、第2項道路橋りょう費、事業名、町単独事業、町道瀬沢境川線道路復旧工事は、翌年度繰越額3,049万円、社会資本整備総合交付金事業、町道高郷田野口停車場線放送工事（第2工区）は、翌年度繰越額985万4,000円、道整備交付金事業、町道野志本下村線改良工事は、翌年度繰越額1,070万円、町単独事業、町道高郷田野口停車場線道路標識設置

工事は、翌年度繰越額200万円、町単独事業、町道薬師線改良工事は、翌年度繰越額300万円、社会資本整備総合交付金事業、中徳橋耐震補強設計業務委託は、翌年度繰越額996万3,000円、社会資本整備総合交付金事業、中徳橋上部工修繕工事は、翌年度繰越額3,850万円です。

第9款消防費、第1項消防費、事業名、町単独事業、地域防災計画策定業務は、翌年度繰越額594万円です。

第11款災害復旧費、第1項農林水産施設災害復旧費、事業名、町単独事業、林道水川線災害復旧に伴う地質調査業務委託は、翌年度繰越額850万円です。

なお、各事業の進捗状況につきましては、資料の4ページから7ページをごらんください。

以上、繰越明許費についての報告とさせていただきます。

○議長（中田隆幸君） これで報告は終わりました。

これについては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、町長が議会へ報告するものです。御了承ください。



#### ◎日程第4 報告第2号 事故繰越し繰越計算書について（平成26年度川根本町一般会計予算）

○議長（中田隆幸君） 日程第4、報告第2号、事故繰越し繰越計算書について（平成26年度川根本町一般会計予算）を議題とします。

事故繰越し繰越計算書については報告議案です。本案について町長から報告を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 大変失礼いたしました。それでは、報告第2号です。事故繰越し繰越計算書についての報告をさせていただきます。

資料1ページをごらんください。

第2款総務費、第2項企画費、事業名、町単独事業、元ニュー久保山施設等解体工事につきましては、債務負担事業により平成26年度分の工事に着手をいたしました。が、工事現場に通じる町道閑蔵支線の崩土により通行不能となってしまう、年度内の工事の施工が見込めなくなったため、事故繰越しとさせていただきます。翌年度への繰越額は451万円です。

以上、事故繰越しについての報告にかえさせていただきます。

○議長（中田隆幸君） これで報告は終わりました。

これについては、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、町長が議会へ報告するものです。御了承ください。



◎日程第5 承認第1号 専決処分した事件の承認について（川根本町  
税条例等の一部を改正する条例について）

○議長（中田隆幸君） 日程第5、承認第1号、専決処分した事件の承認について（川根本町税条例等の一部を改正する条例について）を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、承認第1号、川根本町税条例等の一部を改正する条例についての提案理由をさせていただきます。

承認第1号、川根本町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について説明をさせていただきます。

地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布され、その一部が4月1日から施行されたことに伴い、同日から一部改正法を適用させるためには、地方税法と町税条例の整合性を図って、町税条例等の一部改正の必要性が生じました。

また、平成28年1月1日からの番号法施行に伴う文言の改正等の所要の措置も必要となっております。

上位法令である地方税法の一部改正に遅れることのないよう地方自治法第179条第1項の規定に基づき、同年3月31日、川根本町税条例等の一部を改正する条例を専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告をさせていただき、御承認をお願いするものであります。

まず、専決処分事項の承認を求めることについて、川根本町税条例等の一部を改正する条例から説明をさせていただきます。

つきましては、提出議案の7ページから21ページ、また新旧対照表は1ページから41ページをあわせてごらんください。

最初に、新旧対照表の1ページ、第1条の川根本町税条例の一部を改正する条例についてです。

第2条の改正は、平成28年1月1日からの番号法施行に伴う所要の措置で、納付書の中の「又は名称」部分を新旧対照表にあります文言に改正をするものであります。

新旧対照表2ページの第23条の改正は、町民税の納税義務者等について法人町民税における恒久的施設に係る規定を法人事業税と同様に書きおろす形式に改正するものであります。

3ページから5ページにかかる第31条の改正は、法人町民税均等割の税率適用区分である資本金等の額について改正が行われたことに伴う所要の措置で、第2項の表1のオの改正に新たに4項の追加であります。

6ページ、第33条第2項の改正は、所得税における国外転出時課税の創設に伴い、個人住民税所得割の課税標準の計算において、当該譲渡所得については、所得法の計算の例によらないものとするというただし書きの追加であります。

第36条の2の改正は、番号法施行に伴い、町民税の申告に法人番号の規定を整備するものであります。



7 ページ、第36条の3の改正は、地方税法の改正に合わせて項ずれの整備であります。

7、8、9 ページ、第48条及び第50条の改正は、法人税法改正に伴う引用部分の項ずれに伴う所要の措置としての改正です。第51条の改正は、番号法施行に伴う個人番号または法人番号等の規定の整備で、文言追加とそれに伴うずれの整備であります。

10、11ページ、第57条及び第59条の改正は、地方税法の改正に伴う条ずれに伴う改正を行うものであります。

11ページから19ページにわたる第63条の2、63条の3、71条、74条、74条の2、第89条、90条、第139条の3、第149条の改正は、番号法施行に伴う個人番号または法人番号等の規定の整備で、一般的用例に基づく文言の改正であります。

次に、附則第4条の改正は、地方税法改正に合わせて条ずれの措置です。

20ページ、附則第7条の3の2の改正は、消費税引き上げ時期の変更を踏まえ、個人住民税における住宅ローン減税措置の対象期間が、平成29年末から平成31年6月末まで1年半延長されることに伴う適用年度に係る改正を行うものであります。

21、22、23ページの附則第9条、9条の2の改正は、個人町民税のふるさと納税に係る特例控除額の上限を所得割額の1割から2割に拡充するもの、またふるさと納税申告手続の簡素化から「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の新たな創設に伴う改正であります。

附則第10条の3の改正は、番号法施行に伴う個人番号または法人番号等の規定の整備で、一般的用例に基づく文言の改正であります。

27、28ページ、附則第11条、11条の2の改正は、固定資産税の土地の価格の特例について、現行の措置を平成29年度まで延長することにより改正するものであります。

附則第12条の改正は、宅地に係る負担調整措置を平成29年度まで延長することに伴う改正であります。

31ページ、附則第13条の改正は、農地に係る負担調整措置が宅地同様に平成29年度まで延長することに伴う改正であります。

32ページ、附則第15条の改正は、特別土地保有税に係る課税の特例を平成29年度まで延長することに伴う改正であります。

33、34、35ページ、附則第16条の改正は、軽自動車税の税率の関係で、平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規取得した四輪以上及び三輪の軽自動車、新車に限るで、排出ガス性能及び燃費性能のすぐれた環境負荷の小さいものについて、翌年度分の軽自動車税の税率を軽減する特例措置、軽自動車税のグリーン化特例を導入することに伴い、軽自動車税の税率の特例が創設されることによる改正であります。

第1項は、電気自動車及び天然ガス自動車について規定をしたもので、軽減率はおおむね75%でございます。

第2項は、ガソリン車で平成17年排出ガス規制に適合し、かつ平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ないもののうち乗用のものについては、平成32年度燃

費基準値より20%以上燃費性能のよいものについて、貨物用のものについては平成27年度燃費基準値より35%以上燃費性能のよいものについて、税率をおおむね50%を軽減することの規定であります。

第3項は、第2項でうたった平成27年度燃費基準値より15%以上燃費性能のよいものについて、おおむね25%を軽減することの規定であります。

35ページ、附則第16条の2の改正は、紙巻きたばこ3級品に係る特例税率の廃止に伴う削除の改正であります。

続きまして、条例第2条による平成26年改正附則の第1条、第4条の改正についてですが、新旧対照表の38ページ、39ページをごらんください。

地方税法の改正に合わせた改正で、平成27年度分以降の年度分の軽自動車税について適用することとされていた原動機付自転車及び二輪車に係る税率の引き上げについて、適用開始時期が1年間延長されることに伴う改正であります。

附則第6条の改正は、軽自動車税のグリーン化に係る標準税率の特例が附則第16条に新設されたことに伴う改正であります。

新旧対照表ではなく、議案の14ページからごらんください。附則について説明をさせていただきます。

附則の第1条では、施行期日を定め、附則の第2条では、町民税に関する適用区分の経過措置について、第3条では、固定資産税に関する適用区分の経過措置について、第4条では、税率の特例の適用が平成28年度分について適用されることを定めております。

第5条では、15ページから21ページにわたって、旧3級品の製造たばこに係る特例税率を4段階で縮減、廃止する改正に係る町たばこ税に関する経過措置を定め、第6条では、特別土地保有税に関する申請書の様式に係る経過措置、第7条では、入湯税に関する申告書の様式に係る経過措置を定めております。

以上、専決処分いたしました川根本町税条例等の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 以上で提案理由の説明が終わりました。



◎日程第6 承認第2号 専決処分した事件の承認について（川根本町  
国民健康保険税条例の一部を改正する条例に  
ついて）

○議長（中田隆幸君） 日程第6、承認第2号、専決処分した事件の承認について（川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、承認第2号の提案理由の説明をさせていただきます。

本件は、地方税法の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布され、4月1日に施行されたことに伴う所要の改正を行うものであります。

議案22ページ、新旧対照表44ページをごらんください。

国民健康保険税の減額について、第23条において低所得者の国民健康保険税の軽減措置の拡大を図るため、国民健康保険税の5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得を引き上げるものでございます。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 以上で提案理由の説明が終わりました。



◎日程第7 議案第33号 川根本町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例について

○議長（中田隆幸君） 日程第7、議案第33号、川根本町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第33号です。

川根本町国民健康保険税条例等の一部改正についての説明をさせていただきます。

本条例の改正は、地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成27年3月31日に公布され、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税被保険者に対する課税額の課税限度額の改正と地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、平成25年6月12日にそれぞれ交付されたことに伴う町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方税法及び町税条例との整合性を図るため、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正をお願いするものであります。

最初に、提出議案26ページと新旧対照表44ページをごらんください。

第1条の改正は、第2条第2項中基礎課税額の課税限度額を51万円から52万円に、同条第3項中後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を16万円から17万円に、同条第4項中介護納付金課税被保険者等に対する課税額の課税限度額を14万円から16万円に改めるものであります。

次に、提出議案26ページと新旧対照表46ページをごらんください。

第2条の改正は、附則第17項の改正のうち、条例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例について「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める部分の施行期日を平成28年1月1日施行とするものであります。

提出議案の27ページをごらんください。

附則第1号で施行期日を定め、第2号で第1条の改正後の国民健康保険税に係る適用区分を定めたものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第8 議案第34号 川根本町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（中田隆幸君） 日程第8、議案第34号、川根本町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第34号です。

川根本町介護保険条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をさせていただきます。

議案の28、29ページをごらんください。参考に新旧条文対照表48、49ページをあわせてごらんいただきたいと思います。

この改正は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の改正により、低所得者の保険料軽減を行うものであります。

その内容は、第1号被保険者の第1段階の保険料について、保険料基準額に対する割合を0.5から0.45に軽減し、年額3万3,600円の保険料額を年額3万200円とするものであります。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第9 議案第35号 財産の取得について

○議長（中田隆幸君） 日程第9、議案第35号、財産の取得についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第35号です。

財産の取得について、提案理由の説明をさせていただきます。

本案は、平成27年度町単独事業、水槽付消防ポンプ自動車購入に係る財産取得について議決を求めるものであります。

本事業につきましては、去る5月29日に8社をもって指名競争入札を実施いたしました。

その結果、日本機械工業株式会社名古屋営業所が落札し、契約金額3,585万6,000円で物品売買契約を締結しようとするものであります。

納期につきましては、議決の日の翌日から平成28年2月29日を予定しております。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第10 議案第36号 工事請負契約の締結について

○議長（中田隆幸君） 日程第10、議案第36号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第36号です。

工事請負契約の締結について、提案理由の説明をさせていただきます。

本案は、平成27年度緊急地震・津波対策基金事業、川根本町健康増進施設耐震補強改修工事の請負契約の議決を求めるものであります。

本工事につきましては、去る6月10日に7社をもって指名競争入札を実施いたしました。

その結果、株式会社富田工務店が落札し、契約金額5,724万円で工事請負契約を締結しようとするものであります。

工期につきましては、議決の日の翌日から平成28年2月28日を予定しております。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第11 議案第37号 静岡県市町総合事務組合格約の一部を変更する規約について

○議長（中田隆幸君） 日程第11、議案第37号、静岡県市町総合事務組合格約の一部を変更する規約についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第37号です。

静岡県市町総合事務組合格約の一部を変更する規約についての提案理由の説明させていただきます。

本案は、議員及び職員の公務災害や退職手当等に係る事務の共同処理をお願いしております静岡県市町総合事務組合の構成団体の変更による規約の変更が生じたため、地方自治法第

286条第1項及び同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

今回の構成団体の変更は、伊豆市及び伊豆の国市で構成している「伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合」が議会議員、その他非常勤職員の公務災害事務について共同処理を行うことから、本組合に加入するものであります。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 以上で提案理由の説明を終わります。



**◎日程第12 議案第38号 平成27年度川根本町一般会計補正予算  
(第1号)**

○議長（中田隆幸君） 日程第12、議案第38号、平成27年度川根本町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第38号です。

平成27年度川根本町一般会計補正予算第1号の概要についての説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,232万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億332万円としたいものであります。

第2表では、地方債の限度額について補正をしたいものであります。

今回の補正は、コミュニティ施設整備事業費補助金の増額、行政情報に係る通信運搬費の増額、マイナンバー制度に対応するための庁内統合宛名システム構築業務委託料の増額、特別養護老人ホーム増床計画に伴う測量設計業務委託料の追加、国民健康保険事業特別会計繰出金の増額、上長尾診療所施設改修等に伴う経費の追加、いやしの里診療所において試行実施する訪問看護事業経費の追加に伴ういやしの里診療所事業拠出金の増額、桑野山貯木場において実施予定の木の駅事業に係る経費の追加、施業道ヒラト線開設工事に係る土地購入費等の追加、音戯の郷駐車場支障樹木伐採業務委託料の追加、町道旧上長尾保育所線路線延長に伴う土地購入費等の追加、総合支所管内の防災無線百合久保中継所蓄電池修繕料の追加、若者交流センターの建設に向けた設計監理業務委託料の追加、町内小学校の修繕経費の増額、林道水川線災害復旧工事に係る経費の追加などが主なものであります。

事項別明細により歳出から説明をさせていただきます。

事項別明細の一般11ページをごらんください。

第2款総務費、第1項総務管理費は171万9,000円の増額です。これは交通安全対策費としてカーブミラーの修繕料の増額です。自治会振興費として、コミュニティ施設整備事業に対する補助金の増額です。庁舎管理費として、役場本庁舎のごみ集積倉庫のドア故障に伴う倉

庫更新工事の追加をお願いするものであります。

11、12ページをごらんください。

第2項企画費は518万6,000円の増額です。これは高度情報基盤整備事業により整備した光回線への切りかえ時期の延長に伴う行政情報通信運搬費の増額、マイナンバー制度に対応するための庁内統合宛名システム構築業務委託料の増額、防災情報ステーション運用業務委託料の追加及び高度情報基盤整備工事に係る立木伐採補償金の増額をお願いするものであります。

12、13ページをごらんください。

第3款民生費、第1項社会福祉費は2,021万8,000円の増額です。これは老人福祉費として特別養護老人ホーム増床計画に伴う用地測量設計業務委託料、分筆測量業務委託料及び不動産鑑定業務委託料の追加であります。国民健康保険費として、保険税の本算定に当たり、被保険者区分ごとの平成24年度から平成26年度の年間給付費額から平成27年度の給付費見込み額を算出するような補正予算に係る特別会計繰出金の増額であります。介護保険費として、低所得者の保険料軽減制度導入に伴う財源更正に係る特別会計繰出金の増額をお願いするものであります。

13ページをごらんください。

第4款衛生費、第1項保健衛生費は1,742万5,000円の増額です。これは当初いやしの里診療所で訪問看護事業の試行実施経費として計上した臨時雇い賃金及び臨時職員の社会保険料をいやしの里診療所事業会計へ振り替えることによる減額と同事業の実施に係るいやしの里診療所事業特別会計の補正に係る繰出金の増額、上長尾診療所の医師招聘のための施設改修等に係る工事請負や備品購入費等の追加をお願いするものであります。

14ページをごらんください。

第6款農林水産業費、第2項林業費は490万9,000円の増額です。林業振興費として、桑野山貯木場において実施予定の木の駅事業に係る消耗品費や啓発パンフレット作成のための印刷製本費の追加であります。林道費として、施業道ヒラト線開設工事に伴う登記手数料、分筆測量委託料、土地購入費の追加をお願いするものであります。

第7款商工費、第1項商工費は133万4,000円の増額です。これは音戯の郷運営費として、駐車場に支障がある樹木伐採業務委託料の追加をお願いするものであります。

15ページをごらんください。

第8款土木費、第2項道路橋りょう費は217万1,000円の増額であります。道路新設改良費として町道旧上長尾保育所線路線延長に伴う登記手数料、分筆測量委託料、土地購入費の追加をお願いするものであります。

第3項河川費は60万円の増額です。砂防費として、単価及び諸経費改正に伴う急傾斜地崩壊危険区域指定促進業務委託料の増額をお願いするものであります。

15、16ページをごらんください。

第9款消防費、第1項消防費は235万3,000円の増額です。消防施設費として消防団第1分団3部奥泉詰所用地の購入費及び茶樹等補償金の追加であります。災害対策費として、総合支所管内の防災無線百合久保中継所蓄電池劣化に伴う修繕料の追加をお願いするものであります。

16ページをごらんください。

第10款教育費、第1項教育総務費として1,100万円の増額です。教育諸費として若者交流センター、これは仮称でありますけれども、建設に向けた設計監理業務委託料の追加をお願いするものであります。

第2項小学校費は308万9,000円の増額です。これは中川根南部小学校のプール槽修繕工事請負費及び中川根第一小学校の校内漏水修繕工事請負費の追加をお願いするものであります。

17ページをごらんください。

第5項保健体育費は61万6,000円の増額です。海洋センター運営費として、事務所空調設備の故障に伴う備品購入費の追加をお願いするものであります。

第11款災害復旧費、第1項農林水産施設災害復旧費は7,170万円の増額です。林業施設災害復旧費として、林道水川線災害復旧工事に伴う災害応急復旧委託料、測量設計委託料、工事請負費の追加をお願いするものであります。

続きまして、歳入について説明をさせていただきます。

事項別明細の一般7ページをごらんください。

第13款国庫支出金、第1項国庫負担金は474万3,000円の増額です。民生費国庫負担金として介護保険低所得者保険料軽減制度導入に伴う保険料軽減負担金の追加と国民健康保険基盤安定負担金の増額をお願いするものであります。

第2項国庫補助金は584万6,000円の増額です。総務費国庫補助金として庁内統合宛名システム構築に伴う社会保障・税番号制度システム整備費補助金の増額です。農林水産業費国庫補助金として桑野山貯木場において実施予定の木の駅事業に係る山村活性化支援交付金の追加をお願いするものであります。

8ページをごらんください。

14款県支出金、第1項県負担金は1,423万5,000円の増額です。民生費県負担金として国民健康保険基盤安定負担金の増額と介護保険低所得者保険料軽減制度導入に伴い、当初予算において一般財源として計上をしていた介護保険料軽減負担金の減額と同事業の実施に伴う県負担金の追加をお願いするものであります。

第2項県補助金は3,900万円の増額です。災害復旧費県補助金として、林道水川線災害復旧工事に係る災害復旧費の補助金の追加をお願いするものであります。

第18款繰越金、第1項は繰越金6,761万6,000円の増額であります。これは前年度歳計余剰金の一部を計上するものであります。

9ページをごらんください。



第19款諸収入、第5項雑入は48万円の増額です。これは桑野山貯木場において実施予定の木の駅事業に係る事業登録者の個人負担金の追加をお願いするものであります。

第20款町債、第1項町債は1,040万円の増額です。これは教育債として、若者交流センター、仮称でございますけれども、建設に向けた事業費追加に係る合併特例事業債の増額をお願いするものであります。

第2表地方債補正につきましては、一般4ページをごらんください。

若者交流センター（仮称）建設に向けた事業費追加に係る合併特例事業債の起債限度額を3億1,390万円に増額補正するものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第13 議案第39号 平成27年度川根本町国民健康保険事業  
特別会計補正予算（第1号）

○議長（中田隆幸君） 日程第13、議案第39号、平成27年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第39号です。

平成27年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,800万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億5,150万円としたいものであります。

保険税の本算定に当たって、被保険者区分ごとの平成24年度から平成26年度の年間給付額から平成27年度の給付費見込み額を算出するような補正内容となっております。

事項別明細により、歳出から説明をさせていただきます。

事項別明細の国保11、12ページをごらんください。

第2款保険給付費、第1項療養諸費は5,401万5,000円の減額です。これは過去の給付実績額等から算出した医療給付費の減額です。一般被保険者療養給付費、退職被保険者等療養給付費及び一般被保険者療養費は減額をしておりますが、退職者被保険者等療養費は増額となっております。

12、13ページをごらんください。

第2項高額療養費は588万4,000円の減額です。過去の給付実績額等から算出した高額療養費の減額です。一般被保険者高額療養費及び退職被保険者等高額療養費は減額、一般被保険

者高額介護合算医療費は財源更正となっております。

13ページをごらんください。

第3款後期高齢者支援金、第1項後期高齢者支援金は財源更正です。

第5款老人保健拠出金、第1項老人保健拠出金は1,000円の減額であります。これは27年度の拠出金が決定したことにより、老人保健医療費拠出金を減額するものであります。

14ページをごらんください。

第6款介護納付金、第1項介護給付費は268万3,000円の減額です。これも27年度分納付額が決定したことによる減額であります。

第8款保健事業費、第1項特定健康診査等事業費は財源更正です。

第9款基金積立金、第1項基金積立金は800万円の増額です。これは後期高齢者支援金分の基金繰り入れに対する一般会計からの繰り入れを行い、同額を積み立てるよう増額をお願いするものであります。

15ページをごらんください。

第11款諸支出金は、第1項償還金及び還付加算金は1,658万3,000円の増額です。これは26年度療養給付費交付金の実績見込みにより、返還金を補正するものであります。最終的に返還金が確定したところで、再度補正により調整をさせていただく予定であります。

歳入について説明をさせていただきます。

事項別明細国保5、6ページをごらんください。

第1款国民健康保険税、第1項国民健康保険税は1,964万6,000円の減額です。本算定に伴う歳入見込みにより、一般被保険者については医療給費分現年課税分、後期高齢者支援金分現年分及び介護納付金現年課税分をそれぞれ減額するものであります。退職被保険者についても医療給付費分現年課税分、後期高齢者支援金分現年分及び介護納付金分現年課税分を減額するものであります。

6ページをごらんください。

第3款国庫支出金、第1項国庫負担金は1,051万9,000円の減額です。これは本年度の決定額等から算出した現年度分の一般被保険者療養給付費分、老人保健医療費拠出金分及び介護保険分の減額と後期高齢者支援金分の増額をお願いするものであります。

第2項国庫補助金は254万円の減額です。財政調整交付金は一般分及び介護保険分の減額と支援分の増額による普通調整交付金の補正をお願いするものであります。

7ページをごらんください。

第4款療養給付費交付金、第1項療養給付費交付金は1,581万5,000円の減額です。交付金決定による退職者医療療養給付費交付金、後期高齢者支援金交付金及び退職者医療に係る前期高齢者交付金の減額による補正をお願いするものであります。

第5款前期高齢者交付金、第1項前期高齢者交付金は1,166万2,000円の減額です。これは交付金の決定見込みによる減額であります。

第6款県支出金、第2項県交付金は197万2,000円の減額です。これは交付金決定による都道府県調整交付金一般被保険者分及び同介護保険分の減額と同支援分の増額をお願いするものであります。

8ページをごらんください。

第9款繰入金、第1項一般会計繰入金は763万2,000円の増額です。これは保険税の本算定に伴う保険基盤安定繰入金及び後期高齢者支援金分の基金繰り入れに伴う基金減少分のその他一般会計繰入金の増額と財政安定化支援事業繰入金の減額をお願いするものであります。

第2項基金繰入金は799万9,000円の増額です。これは後期高齢者支援金への充当のため、保険給付費等支払準備基金からの繰入金で対応するものであります。

9ページをごらんください。

第10款繰越金、第1項繰越金は852万3,000円の増額です。これは平成26年度の決算見込みによる繰越金の増額をお願いするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第14 議案第40号 平成27年度川根本町介護保険事業特別  
会計補正予算（第1号）

○議長（中田隆幸君） 日程第14、議案第40号、平成27年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第40号です。

平成27年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算第1号の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、低所得者の保険料軽減制度導入に伴う財源更正をお願いするものであります。今回の補正では、予算総額の補正はありません。

事項別明細書により歳入について説明をさせていただきます。

介護の3ページをごらんください。

第1款保険料、第1項介護保険料は181万3,000円の減額です。低所得者保険料軽減制度導入に伴い、特別徴収保険料及び普通徴収保険料の減額をお願いするものであります。

第7款繰入金、第1項一般会計繰入金は181万3,000円の増額です。低所得者保険料軽減制度導入に伴う保険料減額部分について一般会計からの繰り入れをお願いするものであります。

なお、この繰入額については、2分の1の金額を国が、4分の1の金額を県が負担することとなり、一般会計予算により補正をさせていただきます。

以上、御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第15 議案第41号 平成27年度川根本町いやしの里診療所  
事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（中田隆幸君） 日程第15、議案第41号、平成27年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第41号です。

平成27年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算第1号の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ582万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,062万円としたいものであります。

今回の補正予算は、訪問看護事業の試行実施に伴う経費の補正をお願いするものであります。

事項別明細により、歳出から説明をさせていただきます。

事項別明細の診療所5ページをごらんください。

第2款医業費、第1項医業費は582万円の増額です。これは訪問看護事業の試行実施に伴う報償費、旅費、需用費、役務費、委託料及び備品購入費の追加をお願いするものであります。

歳入について説明をさせていただきます。

事項別明細の診療所3ページをごらんください。

第1款診療収入、第1項外来収入は136万3,000円の増額です。これは訪問看護事業の試行実施に伴う国民健康保険診療報酬収入、社会保険診療報酬収入、一部負担金収入、その他の診療報酬収入及び介護保険診療報酬の追加をお願いするものであります。

4ページをごらんください。

第3款繰入金、第1項一般会計繰入金は445万7,000円の増額です。これは訪問看護事業の試行実施に伴う経費の総額から診療収入を除いた金額を一般会計からの繰り入れをお願いするものであります。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎散 会

○議長（中田隆幸君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

次回の議事日程の予定を報告します。

6月16日午前9時、本会議を開会し、承認、議案に対する質疑、討論、採決を行います。

本日はこれで散会します。

長い提案理由を本当に御苦労さまでした。

以上をもちまして散会します。

散会 午前10時18分